

明 細 書

作成日 平成 29 年 8 月 15 日

更新日 令和 6 年 5 月 20 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒） 8 6 1－2 1 0 1 熊本県熊本市東区桜木六丁目－3－5 4

（クマモトケンクマモトシヒガシクサクラギ）

名称（フリガナ）：熊本県産牛肉消費拡大推進協議会

（クマモトケンサンギョウニクショウヒカクダイスイシンキョウギカイ）

代表者（管理人）の氏名：会長 木村 敬

ウェブサイトのアドレス：<http://kumamoto-beef.com>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 6 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：くまもとあか牛（クマモトアカウシ）

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：熊本県

5 農林水産物等の特性

「くまもとあか牛」は、最長かつ最終飼養地が熊本県である褐毛和種の牛肉である。肉質は赤身が多く、適度な脂肪交雑であることから、赤身の特徴的なあつさりした味わいとやわらかさ、ヘルシーさを兼ね備えていることが特徴である。

黒毛和種に比べて、うま味や肉らしい加熱香気の生成に重要な遊離アミノ酸が多く含有され、甘味の基となるグリコーゲンも豊富に含まれる（別紙 1）。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 品種

一般社団法人日本あか牛登録協会発行の子牛登記証明書またはこれに準じる証明書を有する褐毛和種とする。

(2) 肥育

肥育期間が 12 ヶ月以上であり、最長かつ最終飼養地が熊本県内であること。

(3) 枝肉の基準

以下の基準をすべて満たしていること。

ア 去勢牛または未經産雌牛であること

イ 公益社団法人日本食肉格付協会の定める牛枝肉取引規格の肉質等級が 2 等級以上であること（おおむね 4 等級以下）

(4) 最終製品としての形態

「くまもとあか牛」の最終製品としての形態は、牛肉である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

熊本県は九州の中央に位置し、世界最大級のカルデラがある阿蘇地域を中心に、火山性の土壤である。農耕に最適とは言えないこの土地において、古くから牧野を利用した牛の生産や品種改良が盛んに行なわれてきた。

熊本県には、古くから、輸入された朝鮮牛が地域の気候に順応して土着した在来牛が飼養されており、毛色が主に淡褐色であったため「あか牛」と呼び慣わされていた。明治時代に入り、外国種の導入による「あか牛」の改良が図られるようになり、特に、スイスの山岳地帯で育ったシンメンタール種は、阿蘇の広大な草原と高冷地の環境条件下で粗食に耐え、性質温順で放牧に適している性質を持ち合わせたことから、幅広く利用された。シンメンタール種を種雄牛として交配することで、体格の小さかった「あか牛」の大型化を達成し、毛色も現在の褐色単色となった。中でも、種雄牛「ルデー」号は体格の優れた数々の名牛を生産した。今日、種雄牛として共用している褐毛和種のほとんどが「ルデー」号の子孫であると言われ、熊本県立阿蘇清峰高校には、その骨格標本が保管されている。

大正 12 年、熊本県は、「各県ごとに適応した牛種の固定を図ること」という国の方針に応じて、あか牛の積極的な育種改良に着手し、雑多であった牛群を整理固定し、品種として登録するための標準体型などの規程を制定した。その後も、登録制度を普及し品種の固定に取り組んだ結果、昭和 19 年に熊本系の褐毛和種は高知系の褐毛和種、黒毛和種、無角和種とともに和牛の品種として公式に成立した。現在、熊本系褐毛和種の種雄牛の管理は、全国で唯一、熊本県農業研究センターが行い、全国に先駆けた受精卵移植技術による種雄牛の生産や希少系統の育種保全、県内酪農家が飼養する乳用種を活用した褐毛和種の生産等、褐毛和種の改良・保全に取り組んでいる。

昭和に入り農業の機械化が進んでからも、褐毛和種の繁殖雌牛は牧野で放牧されることが多かったため、牛肉の脂肪交雑のみに特化した改良ではなく、足腰の強さや粗飼料の利用性といった熊本県の自然環境への適応も考慮しながら県内の各地域で改良が進められた。また、飼養管理については、熊本県内の生産者団体が褐毛和種の早熟性や粗飼料の利用性を活かしながら脂肪交雑の度合いやロース芯面積、バラ厚を向上させるよう約 25 カ月齢で肥育牛として仕上げる飼養管理マニュアルを作成し、普及が進められた。

平成 3 年度の牛肉の輸入自由化後は、高い脂肪交雑能力を持つ黒毛和種との価格差が大きくなり、褐毛和種の飼養頭数は大幅に減少したが、粗飼料の利用性が良く強健かつ穏やかな性格が農家に愛され、熊本で誕生した牛としての誇りを持って現在でも飼養され続けてきた。そして、近年の健康志向や赤身志向により、赤身と脂肪分のバランスが適度な牛肉が好まれる傾向にあることから、赤身が特徴である「くまもとあか牛」の評価が高まっており、黒毛和種よりも低かった枝肉価格が平成 29 年においては雌及び去勢ともに、黒毛和種と同程度まで上昇している（別紙 2）。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

熊本系の褐毛和種は、全盛期の昭和 50 年には、約 88,000 頭が県内で飼養されていた。高い放牧適性や強健性等の黒毛和種にはない特性を持つことから、熊本県外でも多く飼養されたが、平成 29 年時点では、全国における褐毛和種（高知系を含む）飼養頭数の約 70%を占める 14,500 頭が熊本県で飼養されている。特に、褐毛和種が誕生した阿蘇地域は、県内の褐毛和種繁殖雌牛飼養頭数の約 70%が飼養され、その多くが放牧されている。

昭和 60 年、熊本県内の生産者団体と流通関係者等で、県産牛肉の認知度向上・販路拡大のために、熊本県知事を会長とする「熊本県肥後牛販路拡大推進協議会」（現在の「熊本県産牛肉消費拡大推進協議会」の前身）を設立し、平成 14 年に、県産褐毛和種の牛肉の名称を「くまもとあか牛」に統一し、ブランド力向上に取り組んでいる。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

（1）法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

☒ 該当しない

（2）法第 13 条第 2 項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

- ☐ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

